

1. 調査の目的

従前より、学生の1単位当たりに対する学修時間の確保を担保するために、年間に履修可能な単位数の上限を50単位未満(薬学部においては60単位未満)として設定(以下「CAP制度」という。)し、学生へ周知するとともに、履修システムにおいても制御してきた。しかしながら、それらは各学部等の内規等に明示するに留まり、規程として制度化していなかったこと、また、上限を超えて履修することが可能な条件について、各学部・学科の裁量に任せ全学で統一できていなかったことから、必ずしも目的に沿ったCAP制度が運用できているとは言い難い状況であった。

そのため、CAP制度を含む履修等に関する事項を規程化することの検討を行うために、同制度の上限を超えて履修した学生の状況や、成績評価状況について調査を行った。

2. 調査対象

2016年度に学士課程に在籍する学生の履修申告及び成績評価

3. 調査結果の提供先

副学長（教育担当）、教育支援機構

4. 調査内容

- ①全在学生の履修申告状況(単位数等)調査
- ②上限を超えて履修した学生の履修申告及び単位修得状況調査
- ③上限を超えて履修した学生の学籍異動動向調査
- ④全学生のGPA値調査
- ⑤各学部における上限を超えて履修を許可する条件等の聞き取り調査

5. 調査結果の概要

上限を超えて履修した学生は全体の6%弱であり、特に進級・卒業に係る学年に対象者が多いこと、その単位数は1～20数単位と幅広く、単位制度の趣旨に見合わない履修状況にある学生が存在すること等が確認できた。これにより、学部によって上限を超えて履修を可能とする条件の難易が異なることや、進級・卒業に係る学生が必要以上に申し出を行い、責任教員の判断で認めていること等が影響していると仮説できた。

また、上限を超えて履修した学生の7割弱が、制度内で履修可能な49単位以下の単位修得状況であったことも確認できた。

6. 施策への反映結果

教育支援機構において、本調査の結果をもとにCAP制度の実質化を実現するために、全学統一の運用を定め規程化することに関する検討を行い「東京理科大学履修等に関する規程」にCAP制度に係る運用を規定した。

- 当該年度に履修することができる単位数の上限
(以下「履修上限単位数」という。)
(薬学部薬学科は60単位とし、他の学部は49単位)
- 履修上限単位数に含めない科目
- 学生が履修上限単位数を超える履修を申し出るための条件と追加で許可される単位数の上限
- 事故等やむを得ない事由による例外措置